

令和8年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和8年3月3日（火）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月3日 午前9時00分宣告（第1日）			
応 招 議 員	1 番	武 藤 くるみ	2 番	多 田 陽 子
	3 番	志 治 市 義	4 番	石 原 裕 介
	5 番	山 岸 美登利	6 番	飯 田 雅 広
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見
	9 番	三 浦 知 将	11 番	富 田 さとみ
	12 番	伊 藤 俊 一	13 番	安 藤 洋 一
	14 番	佐 藤 茂		
不 応 招 議 員	10 番	吉 田 正 昭		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横 江 淳 一	副 町 長	加 藤 正 人
	政 推 進 策 室	室 長	小 島 昌 己	政 策 推 進 課 長	丹 羽 修 治
	総 務 部	部 長	鈴 木 孝 治		
	民 生 部	部 長	不 破 生 美	介 護 福 祉 課 長	松 井 智 恵 子
		こ ども 福 祉 課 長	飯 田 陽 亮	保 険 医 療 課 長	山 田 尚 徳
	産 建 設 業 部	部 長	肥 尾 建 一 郎	土 木 農 政 課 長	東 方 俊 樹
	上 下 水 道 部	部 長	伊 藤 和 光	次 長 兼 水 道 課 長	石 原 己 樹
		下 水 道 課 長	北 條 寿 文		
	消 防 本 部	消 防 長	竹 内 豊	次 長 兼 予 防 課 長	綾 部 健
		総 務 課 長	三 谷 克 利		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	服 部 英 生	教 育 部 長 次	館 林 久 美
		給 食 セ ン タ ー 所 長	古 賀 慎 一 郎		
本会議に職務 のため出席した者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	萩 野 み 代	書 記	荒 木 慎 介
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)				
	7 番	板 倉 浩 幸	8 番	水 野 智 見	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 日程第5 請願第1号 学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書
- 日程第6 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 日程第7 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第3号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議案第4号 令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第5号 令和7年度蟹江町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 施政方針
- 日程第13 承認第1号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第6号 蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第7号 蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第16 議案第8号 蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第17 議案第9号 蟹江町行政手続条例の一部改正について
- 日程第18 議案第10号 蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第11号 蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 蟹江町火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結事項の変更について
- 日程第23 議案第15号 大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結事項の変更について
- 日程第24 議案第16号 令和8年度蟹江町一般会計予算
- 日程第25 議案第17号 令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第18号 令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第27 議案第19号 令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第28 議案第20号 令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第29 議案第21号 令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第22号 令和8年度蟹江町水道事業会計予算

- 日程第31 議案第23号 令和8年度蟹江町下水道事業会計予算
- 追加日程第32 選挙第1号 海部地区環境事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第33 同意第1号 蟹江町副町長の選任について
- 追加日程第34 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第35 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第36 承認第1号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認
を求めることについて

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和8年第1回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及び代表質問並びに一般質問の撮影、放映許可願が提出されていますので、議会傍聴規則第4条の規定により、これを許可いたしました。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、請願第1号の議案書、議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用するいただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いをいたします。

本日の欠席の届けは、吉田正昭君です。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより、令和8年第1回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名します。

ここで、去る2月24日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。安藤です。

それでは早速、去る令和8年2月24日に開催されました令和8年第1回3月定例会第1回議会運営委員会の報告を申し上げます。

1、会期の決定について。

令和8年3月3日火曜日から3月24日火曜日までの22日間であります。

2、議事日程について。

日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

3月3日火曜日午前9時、議案上程、これは付託、精読。その後、町長よりの施政方針が述べられます。その後、人事、先議案件の審議、採決を行います。全て終了の後、全員協議

会、その後、議員総会が開催されます。

なお、組合議会議員選出のため、午前の休憩中に総務建設常任委員会の開催をお願いいたします。

また、請願審査に当たり、出席者について協議するため、午前の休憩中に民生教育常任委員会の開催をお願いいたします。

議会の内容ですね。選挙第1号、同意第1号、議案第1号、議案第2号、承認第1号、計5件となっております。

4日水曜日午前9時、3日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

5日木曜日午前9時、総務建設常任委員会。付託事件審査、終了の後、所管事務調査。

内容は、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号の5件となっております。その後、打合せとなっております。

同日の午後1時30分より、民生教育常任委員会。付託事件審査、終了の後、所管事務調査。

内容は、請願第1号、議案第7号、議案第8号、議案第11号の議案としては3件。終了の後、打合せ。

12日木曜日午前9時から代表質問。終了の後、一般質問。全て終了の後、議会広報編集委員会、これは5月1日発行号の割りつけ等。終了の後、議会運営委員会。意見書の取りまとめ等となっております。

13日金曜日午前9時、12日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

17日火曜日午前9時から予算審議。

18日水曜日午前9時、17日に終了できなかった場合の予備日となっております。

24日火曜日午前9時、委員長報告。その後、議案審議、採決を行い、全て終了しましたら閉会となっております。

3、請願の取扱いについて。

「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」については、本会議上程後、民生教育常任委員会へ付託をいたします。また、初日午前の休憩中に協議会室にて民生教育常任委員会を開催し、本請願の審査における出席者について協議をお願いいたします。

4、人事案件について。

(1) 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」。

この件については、初日に追加日程により選挙を行うものであります。選挙の方法は議長の指名推選とし、午前の休憩中に会議室1にて総務建設常任委員会を開催し、被選挙人の選出をお願いいたします。

(2) 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」であります。

(3) 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

(4) 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

以上の(2)から(4)の3案件については、初日に追加日程により審議、採決を行います。

5、先議案件について。

承認第1号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」。

この件については、初日に追加日程により審議、採決を行います。

6、総務建設常任委員会所管事務調査について。

3月5日木曜日、付託事件審査終了後、「災害時の情報伝達手段について」の打合せを行うものであります。

7、民生教育常任委員会所管事務調査について。

3月5日木曜日、付託事件審査終了後、「中学校部活動の地域移行について」の打合せを行うものであります。

8、代表質問について。

(1) 質問順序について。

1番目、新風、佐藤茂議員、2番目、新政会、吉田正昭議員、3番目、日本共産党、板倉浩幸議員となっております。

(2) 質問場所について。

最初の質問は登壇して行い、再質問からは質問席で行う。

なお、質問は30分以内とし、再質問の質問回数は制限をしません。

(3) 質問の通告について。

町長の施政方針の内容に即した質問とし、数値等の詳細質問については、改めて次期の定例会一般質問に譲ることといたします。

通告書様式により、質問の要旨を項目別に具体的かつ明確に記載をし、定例会初日の前日正午までに議長へ通告するものといたします。これは既に締め切られております。

(4) 代表質問の際の議員提出参考資料については、質問の前々日の正午までに議会事務局に電子データを提出をお願いします。

(5) 質問当日にモニターやパネル等を使用する議員は、質問の前々日の正午までに議会事務局に申出をお願いします。

(6) 代表質問を行う者は同定例会会期中の一般質問を行うことはできません。

9、一般質問について。

(1) 通告書様式により、質問の要旨を項目別に具体的かつ明確に記載をし、定例会初日の前日正午までに議長へ通告をお願いします。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。これも既に締め切られております。

(2) 質問の際の議員提出参考資料については、質問１日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データの提出をお願いします。

(3) 質問当日にモニターやパネル等を使用する議員は、質問１日目の前々日の正午までに議会事務局に申出をお願いします。

10、予算審議について。

審議の方法は先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は１人３回までとし、歳出は款ごとに１人３回までといたします。

(2) 特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の質疑は、会計ごとに１人３回までといたします。

11、意見書等について。

12月定例会以後に提出された意見書はゼロ件でありました。

12、その他。

(1) 政務活動費について。

令和８年度の交付申請書及び令和８年４月分から９月分の請求書については３月24日火曜日までに、令和７年度の収支報告書については４月15日水曜日までに、議会事務局へ提出をお願いします。

(2) 議員総会の開催について。

３月３日火曜日または３月４日水曜日の全員協議会終了後に開催し、議会関係令和８年度予算について、事務局から説明を受けます。

(3) 議員互助会役員会及び総会の開催について。

６月定例会に開催することといたします。

なお、それまでの間に令和８年度予算において緊急の支出等が生じた場合は、議長と議会事務局に判断を一任することといたします。

(4) 議場へ設置する鉢花について。

３月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供されるベゴニアの鉢花を議場へ設置をいたします。これは既に設置されております。

(5) 舟入斎苑内覧会について。

３月17日火曜日または３月18日水曜日の予算審議終了後、改修後の舟入斎苑について視察を実施いたします。

報告は以上であります。

(13番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番板倉浩幸君、8番水野智見君を指名いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から、3月24日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、22日間と決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告に代えます。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 萩野み代君

それでは、ご提案申し上げます。

選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」。

海部地区環境事務組合議会議員の選挙を行うものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町議会。

提案理由。

この案を提出するのは、組合議会議員の任期満了に伴い、必要があるからである。

参考といたしまして、海部地区環境事務組合議会議員の任期は2年でございます。

規約第5条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日に選任されました現任の三浦知将議員におかれましては、令和8年3月31日をもって任期満了となられますので、後任の方を選出していただくものでございます。

次の方の任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間となります。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、選挙第1号は精読にしたいと思います。これにご異

議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙第1号は精読とされました。

なお、選挙第1号の選挙につきましては、午前の休憩時間に総務建設常任委員会を会議室1で開催し、組合議会議員の選出をお願いいたします。

また、選出されましたら、議長までご報告をお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 請願第1号「学校司書の適正な配置と予算執行および体育館空調整備等の明確化を求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定によりまして、民生教育常任委員会へ付託いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長 横江淳一君

それでは、ご提案を申し上げます。

同意第1号「蟹江町副町長の選任について」。

蟹江町副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、加藤正人。

住所、生年月日は記載のとおりでありますので、ご精読ください。

提案理由。

この案を提出するのは、加藤正人副町長の任期が令和8年3月31日をもって満了になることに伴い、必要があるからであります。

次ページをご覧ください。

副町長選任予定者の略歴でございます。

氏名、加藤正人。

生年月日は記載のとおりでございます。

公職歴、愛知県職員として東三河総局長、農林水産部部長を歴任をし、令和4年4月1日より副町長。

賞罰はなしであります。

それでは、加藤正人副町長の再任につきまして、私からご推薦を申し上げたいと思います。

加藤副町長は、人柄は大変温厚であります。何事にも真摯に取り組まれる誠実な方であり

ます。愛知県で、先ほど申しましたとおり、東三河総局長や農林水産部長を歴任をしていただいた経験から、愛知県下の行政運営にも深い見識等をお持ちでございます。蟹江町においても、それらをしっかり生かし、副町長として行政手腕を大いに発揮をしていただいているところでございます。

これらのことから、蟹江町の副町長としてふさわしい方であると考えてございますので、議員の皆様方のご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

ここで、加藤副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第1号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は精読とされました。

ここで、加藤副町長の入場を許可をいたします。

(副町長入場)

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、遠山茂和。

住所、生年月日については記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、遠山茂和委員が令和8年9月30日をもって任期満了となり、推薦

する必要があるからでございます。

2 ページをご覧ください。

候補者の略歴等でございます。

氏名、遠山茂和。

生年月日、住所は記載のとおりでございます。

職業、なし。

公職歴等、人権擁護委員、令和2年10月1日から現在に至ります。

賞罰、なしでございます。

次ページをご覧ください。

参考といたしまして、人権擁護委員の任期一覧でございます。最上段が遠山委員でございます。今回の任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日の3年間でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の遠山茂和さんは、令和2年10月から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、現在に至るまで人権相談や啓発活動などに大変ご活躍をいただいております。人格、識見も高く、人望も厚いことなど適任者であると考え、推薦をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

引き続きよろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」。

人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、兵頭早百合。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、兵頭早百合委員が令和8年9月30日をもって任期満了となり、推薦する必要があるからでございます。

次ページをご覧ください。

候補者の略歴等でございます。

氏名、兵頭早百合。

生年月日、住所は記載のとおりでございます。

職業、なし。

公職歴等、人権擁護委員、令和2年10月1日から現在に至る。

賞罰、なし。

次ページをご覧ください。

参考といたしまして、人権擁護委員任期一覧でございます。上から3段目が兵頭委員でございます。今回の任期は、令和8年10月1日から令和11年9月30日の3年間でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

私からも推薦をさせていただきたいと思います。

被推薦者の兵頭早百合さんは、令和2年10月から人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、現在に至るまで人権相談や啓発活動に活躍をしていただいております。人格、識見も高く、人望も大変厚いことなど適任者だと考えて、推薦させていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、介護福祉課長の退席と、土木農政課長、政策推進課長、こども福祉課長、給食センター所長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

(午前9時30分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時31分)

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第3号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第3号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第11号）」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,778万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億1,700万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。

追加分といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、事業名、住民情報管理事業が141万9,000円、戸籍事務電算化事業が162万8,000円でございます。これは、戸籍の附票に旧氏及び振り仮名を記載するなどのシステム改修に伴うもので、翌年度に繰り越すものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業が263万8,000

円でございます。これは、児童手当受給者に対し児童1人当たり2万円を支給する事業で、翌年度に一部繰り越すものでございます。

第3表 債務負担行為補正。

変更分といたしまして、住民情報管理機器借上料から小中学校LED借上料まで10項目ございます。これは入札等による契約金額の減額に伴う限度額の変更でございます。期間限度額につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

限度額の変更といたしまして、次世代高度情報通信ネットワーク市町村等設備整備事業の限度額を40万円の減額補正、南駅前線整備事業の限度額を400万円の減額補正、学戸12号排水路整備事業の限度額を4,870万円の減額補正、高規格救急自動車整備事業の限度額を410万円の減額補正をさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、利率の変更といたしまして、小学校体育館空調機設置事業の利率を3.5%以内から5%以内に補正するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、決算見込額を推計し精査したものが中心となります。項目が大変多くございますので、主要なものについてご説明をさせていただきます。

それでは、歳入でございます。

1款町税は1億4,839万円の増額補正でございます。主な内訳といたしましては、1項町民税、1目個人町民税は8,090万円の増額補正、2目法人町民税は3,041万円の増額補正、固定資産税が2,910万円の増額補正でございます。

次に、2款地方譲与税は280万円の増額補正でございます。これは地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税などの譲与実績に基づくものでございます。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までの県税交付金は、合わせて1億4,700万円の増額補正でございます。これは県税の決算見込みに基づくものでございます。

10款地方特例交付金は152万2,000円の増額補正、11款地方交付税は2億8,084万4,000円の増額補正でございます。これは交付実績に基づくものとなります。

12款交通安全対策特別交付金は50万円の増額補正でございます。これは交付実績に基づくものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金は2,370万1,000円の減額補正でございます。主な内容は、保育所運営費保護者負担金や小学校給食費保護者負担金などとなりますが、利用児童数や生徒数が当初見込みより減少したことによるものでございます。

14款使用料及び手数料は12万8,000円の減額補正です。これは危険物施設等検査手数料の減額でございます。

次に、15款国庫支出金は2,804万1,000円の増額補正でございます。

主な内訳としましては、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の説明欄01、児童手当負担金が1,002万5,000円の減額補正でございます。これは決算見込みに基づく補正でございます。

説明欄02、施設給付費負担金は3,554万2,000円の増額補正でございます。これは公定価格の基本額増額の遡及適用及び各種加算認定によるものでございます。

4節保険基盤安定負担金の説明欄01、保険基盤安定負担金は1,736万1,000円の増額補正でございます。これは、低所得者を多く抱える国民健康保険の保険者を支援するため国が2分の1を負担する制度で、保険者支援分の額の確定によるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、説明欄02、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は304万7,000円の増額補正でございます。これは、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載することに伴うシステム改修などの補助金で、国が全額負担するものでございます。

説明欄19、デジタル基盤改革支援補助金は1,484万2,000円の増額補正でございます。これは、標準準拠システムへの移行のため国が全額交付する補助金で、交付額の上限が見直されたことに伴い、増額するものでございます。

説明欄23、重点支援地方交付金（定額減税補足給付金（不足額給付）事業）は5,497万3,000円の減額補正でございます。これは実績に基づくものでございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄23、重点支援地方交付金（保育所等給食費軽減対策支援事業）は258万円の増額補正でございます。これは、私立保育園等の給食について、令和7年4月から6月までは1食当たり100円、令和7年10月から令和8年3月までは1食当たり170円を補助する保育所等給食費軽減対策支援事業774万円のうち、3分の1に当たる町費分の財源としての重点支援地方交付金258万円でございます。

なお、令和7年7月から9月までの重点支援地方交付金58万円につきましては、令和7年9月議会一般会計補正予算（第5号）にて議決をいただいております。

3節児童福祉費補助金、説明欄13、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は28万6,000円の増額補正でございます。これは、発達に特性のある子供へのアセスメント等強化事業費のうち、国が2分の1を負担するものでございます。

5目土木費国庫補助金、3節社会資本整備総合交付金は151万8,000円の増額補正でございます。これは南駅前線整備事業補助金などでございます。

6目教育費国庫補助金、4節学校給食費補助金、説明欄07、重点支援地方交付金（学校給食費物価高騰対策支援事業）は1,852万7,000円の増額補正でございます。これは、令和7年

4月から令和8年3月までの小中学校の給食について、町の公費負担70円のうち、令和6年度からの物価高騰による増額分40円に対して重点支援地方交付金を充当するものでございます。

なお、令和7年9月議会の全員協議会において、令和7年4月から7月までの4か月間とご説明いたしましたが、交付金が拡充されたことに伴い、令和7年4月から令和8年3月までの1年分の補正内容となっております。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4節保険基盤安定負担金、説明欄01、保険基盤安定負担金は4,494万4,000円の増額補正でございます。これは保険税軽減分及び保険者支援分の額の確定によるものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2項県補助金、2目民生費県補助金、説明欄26、保育所等給食費軽減対策支援金は516万円の増額補正でございます。15款でもご説明しました保育所等給食費軽減対策支援事業774万円のうち3分の2を県が負担するものでございます。

なお、令和7年7月から9月までの支援金116万円につきましては、令和7年9月議会一般会計補正予算（第5号）にて議決をいただいております。

説明欄28、愛知県児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は14万3,000円の増額補正でございます。これは、15款でもご説明しました発達に特性のある子供へのアセスメント等強化事業費のうち4分の1を県が負担するものでございます。

3項県委託金、1目総務費委託金、1節総務費委託金、説明欄01、参議院議員通常選挙費委託金が673万7,000円の減額補正、4節統計調査費委託金、説明欄04、国勢調査事務交付金が301万7,000円の減額補正で、これは精算に基づくものでございます。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、説明欄01、財政調整基金預金利子は1,566万2,000円の増額補正でございます。

18款1項寄付金、1目一般寄付金は209万9,000円の増額補正でございます。これは企業版ふるさと納税でございます。当初予算の頭出し1,000円がありますので、実際には210万円の寄付となります。

19款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設整備基金繰入金は1,600万円の減額補正でございます。これは、予定していた事業が実施できなかったため、減額するものでございます。

20款1項1目繰越金は2億3,880万5,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

21款諸収入は164万円の減額補正でございます。主な内訳としましては、町税滞納延滞金の減額などでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

22款1項町債は5,720万円の減額補正でございます。主な内訳としましては、4目土木債、

説明欄04、学戸12号排水路整備事業債が4,870万円の減額補正、5目消防債、説明欄02、高規格救急自動車整備事業債が410万円の減額補正でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出につきましても、主要なものを中心にご説明をさせていただきます。

まず、2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄020121、住民情報管理事業は2,691万円の減額補正でございます。主な内訳としましては、住民記録業務委託料が141万9,000円の増額で、これは、戸籍の附票に旧氏及び振り仮名を追加することに伴う、他の市町村長からの通知を住民記録システムに一括で取り込むためのシステム改修でございます。財源は国が全額負担するもので、翌年度へ繰り越すものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

説明欄020123、戸籍事務電算化事業は679万6,000円の増額補正でございます。主な内訳としましては、戸籍電算システム改修委託料が112万2,000円の増額で、事業費のうち、旧氏及び振り仮名の記載に係る戸籍附票システム改修業務の経費が162万8,000円の増額でございます。これは国が全額負担するもので、翌年度へ繰り越すものでございます。21補償、補填及び賠償金、001、戸籍システム賃貸借損失補償金が592万4,000円の増額補正でございます。これは、システム標準化によるクラウド環境への移行に伴い、機器の一部が不要となるため、当該賃貸借契約の変更に係る損失補償金を支払うもので、国が全額負担するものとなります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

6目減債基金費、説明欄070101、減債基金管理費は2億5,000万円の増額補正でございます。これは、今後の公債費の増額に備えるため、減債基金に積み立てるものでございます。

8目財政調整基金費、説明欄090101、財政調整基金管理費は4億7,557万3,000円の増額補正でございます。これは、実質収支額の2分の1及び歳入剰余金の一部と預金利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

12目防災対策費、説明欄640102、防災対策管理費は996万9,000円の減額補正でございます。主な内訳としましては、12委託料、005、蟹江町業務継続計画（BCP）改訂等委託料が853万1,000円の減額補正でございます。これは、業者委託を取りやめ、自前で改訂したためです。

続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、36ページ、37ページをお願いいたします、説明欄210115、国民健康保険繰出事業は9,091万1,000円の増額補正でございます。これは保険基盤安定負担金等の確定に伴う法定繰り出し分でございます。

2項児童福祉費、4目保育所費、38ページ、39ページをお願いいたします、説明欄280105、

保育所運営費は1,733万9,000円の増額補正でございます。これは公定価格による各種加算認定及び広域保育利用児童数の増加に伴うものでございます。

説明欄280116、民間保育所運営費は2,783万3,000円の増額補正でございます。主な内訳としましては、12委託料の001、民間保育所運営委託料が1,167万7,000円の増額、19扶助費の001、施設型給付費が850万円の増額で、これは公定価格における基本額増額改定の遡及適用及び各種加算認定に伴うものでございます。

少し戻りまして、18負担金、補助及び交付金の012、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は774万円の増額補正でございます。これは、私立保育園等の給食について、令和7年4月から6月までは1食当たり100円、令和7年10月から令和8年3月までは1食当たり170円を補助するものでございます。歳入の15款、16款でもご説明しましたが、774万円のうち、3分の1に当たる町費分の財源として、国の重点支援地方交付金258万円を充当し、3分の2に当たる516万円を県が負担するものでございます。

なお、令和7年7月から9月までの同補助金174万円につきましては、令和7年9月議会一般会計補正予算（第5号）にて議決をいただいております。19扶助費の002、施設等利用費は38万4,000円の増額補正でございます。これは預かり保育利用児童及び利用時間の増加に伴うものでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。1項保健衛生費、40ページ、41ページをお願いいたします、5目母子衛生費、説明欄340101、母子保健事業、22償還金、利子及び割引料の001、返還金は168万7,000円の増額補正でございます。これは令和6年分の精算に伴う国への返還金でございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。4項都市計画費、2目土地区画整理費、説明欄560101、土地区画整理管理事務費は1億円の増額補正でございます。これは、今後予定されている富吉駅南土地区画整理事業のための土地区画整理事業基金への積立てでございます。

4目都市下水路費、48ページ、49ページをお願いいたします、説明欄580103、都市下水路整備事業は6,500万円の減額補正でございます。これは学戸12号排水路整備の町単独下水路工事となりますが、事業が実施できなかったものでございます。

6目公共下水道費、説明欄600102、公共下水道事業は1億5,000万円の増額補正でございます。これは、下水道事業会計に対する補助金支出に備えるための下水道整備基金への積立てとなります。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

9款教育費でございます。6項1目私立学校費、説明欄780101、私立幼稚園管理費は59万2,000円の増額補正でございます。これは、私立幼稚園利用児童の増加に伴う施設等利用費の増額でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、土木農政課長、政策推進課長、給食センター所長の退席と、下水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の入場を許可をいたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前9時55分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時57分)

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第4号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第4号「令和7年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」。

令和7年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額9,091万1,000円の減額で

ございます。こちらは保険給付費等交付金（普通交付金分）でございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額9,091万1,000円でございます。1節の保険基盤安定繰入金は、内訳につきましては、保険基盤安定繰入金の軽減分が4,835万2,000円、保険基盤安定繰入金（支援分）が3,472万2,000円、未就学児均等割保険税繰入金が87万7,000円の減額、産前産後保険税繰入金が37万6,000円の減額でございます。2節その他一般会計繰入金は、財政安定化支援事業繰入金として909万円の増額でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額ゼロ円。3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額ゼロ円。ともに補正額はゼロ円でございます。財源内訳の変更のみで補正額はございません。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号を精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第5号「令和7年度蟹江町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 伊藤和光君

よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第5号「令和7年度蟹江町下水道事業会計補正予算（第1号）」。

令和7年度蟹江町の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。企業債の補正。

第1条、企業債の変更は次のとおりとする。

今回の補正内容は、企業債借入れの利率変更のみとなります。

利率、補正前、3.5%以内を補正後、5%以内とする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第5号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

少し早いようでございますけれども、10時20分まで休憩といたします。

(午前10時03分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時20分)

○議長 伊藤俊一君

日程第12 「施政方針」を行います。

横江町長から施政方針の申出がありましたので、これを許可いたします。

横江町長、ご登壇ください。

(町長登壇)

○町長 横江淳一君

本日ここに、令和8年第1回蟹江町議会定例会の開会に当たり、提出をいたします議案の説明に先立ちまして、令和8年度の町政運営に関する私の基本的な考え方と主要施策について申し述べさせていただきます。

私は6期目の任期に入りました。そして2年目を迎えております。この1年も町の将来を見据えた様々な施策を着実に実行しながら、よりよいまちづくりに取り組んでまいりました。しかしながら、依然として私たちを取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

一方、世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻、つい最近ではイスラエル、アメリカによるイランへの空爆などなど、まだ終息に至らず、国際社会は不安定な状況に置かれており、私たちの暮らしにその影響が少なからず及んでいる状況でございます。

国内においても、人口減少と物価上昇といった課題が私たちの生活を圧迫し、そして地域の活力と地域経済を維持・安定させるため、これまで以上に創意工夫が求められております。

一方で、県内においては、アジア競技大会・アジアパラ競技大会の開催を控え、愛知県が

全国から注目を集める年となります。地域の魅力を高め、訪れる人々を温かく迎えるための機運が高まりつつございます。

こうした情勢の中、当町におきましては、エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者を支援するため、国の重点支援地方交付金を活用し、子育て世帯への支援や水道料金の減免など、各種事業を実施してまいりました。

物価高騰は今なお続いており、住民生活や地域経済への影響が懸念される状況にあります。引き続き子育て世帯や高齢者への支援をはじめ、プレミアム商品券の発行などを通じて、町民の皆様が安心して暮らし続けられるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、町政運営に対するご理解とご協力を賜りますとともに、令和8年度の予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いを申し上げます。

まず初めに、令和8年度の当初予算の説明をさせていただきます。

一般会計につきましては、前年度、前年度は骨格予算でありましたが、前年度比1.9%増の140億6,349万7,000円、特別会計につきましては、計5会計で前年度比3.1%増の88億1,191万2,000円、企業会計につきましては、計2会計で前年度比0.5%減の31億899万4,000円、総額259億8,440万3,000円の予算を編成をさせていただきました。

それでは、令和8年度の主な施策について、第5次蟹江町総合計画後期基本計画の分野別計画に掲げる5つの枠組みに沿ってご説明を申し上げます。

まず、分野1、子育て・健康・福祉、「ふれあい、ささえあい」ホッとやすらぐまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、子育て包括支援事業につきましては、こどもを安心して産み育てられる環境づくりを、引き続き重要な柱として進めてまいります。子育てを取り巻く状況は年々変化をし、家庭ごとに抱える悩みや不安も多様化してございます。こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく寄り添える支援体制整備に努めてまいります。

具体的には、妊娠中の方が安心して出産を迎えられるよう「妊婦RSウイルス予防接種事業」を実施をし、生まれてくる子の健康を守る取組をいたします。また、家庭の事情により一時的にこどもの預かりが必要な場合に施設を利用できる「子育て短期支援事業」をスタートし、子育て家庭の負担軽減を図ります。

さらに、育児への不安や悩みに寄り添い、親子関係のよりよい形成を支援する「親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング）」を展開をし、家庭の中に安心できる時間とつながりを育んでまいります。

加えて、お子様が病気の際に一時的にお預かりをする「病児預かり」をファミリー・サポート・センター事業の一環として開始をいたします。これにより、育児と仕事の両立を支援し、保護者が安心して働き続けられる環境づくりを進めてまいります。

これらの取組を通じて、妊娠期から子育て期まで、どの家庭にも必要な支援が届く「やさ

しいまち」を目指してまいります。

2、保育、幼児教育、学童保育事業につきましては、令和8年度から全国において開始される「こども誰でも通園制度」を蟹江保育所にて実施をし、全てのこどもの育ちを応援するとともに、良質な成育環境を整え、多様な働き方やライフスタイルに対応した子育て世帯への支援をしてまいります。

また、現在、試験導入をしている登降所管理や午睡チェック機能を備えたICTシステム及び機器を全保育所に拡大導入をし、児童の安心・安全管理、保護者の利便性向上及び職員の負担軽減を図り、より良質な保育環境を提供いたします。

女性就業率の上昇に伴い保育ニーズが増加する中、病児保育をめぐる環境も大きく変化をしております。さらなるニーズに応えるため、現在、町内1か所の私立保育所で実施をしている「病後児保育」について、名古屋市との相互利用協定を締結をし、広域連携を開始をいたします。これにより、病児保育の利便性向上並びに育児と仕事の両立支援を強化をいたします。

さらに、蟹江保育所の改修工事に着手し、令和9年度の乳児専門保育所化及び親子通園施設「ひまわり園」の同保育所内への移設を目指します。これにより、ニーズの高い乳児の受け入れ拡大を図り、働く保護者を支援するとともに、こどもの療育環境づくりに取り組んでまいります。

3、高齢者福祉事業につきましては、介護支援専門員等研修費補助事業を開始をいたします。町内の居宅介護支援事業所に従事をする介護支援専門員の研修受講料を補助することで、介護支援専門員の人材確保と定着を促進をいたします。これにより、高齢者が安心して介護保険を利用でき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境を整えてまいります。

4、障がい者（児）福祉事業につきましては、障がいをお持ちの方がより安心して日々の生活を送り、自立した暮らしが営めるよう、「障害者計画」の見直しに取り組みます。この計画の策定を通じて、障がいのある方もない方も共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

5、地域福祉・生活困窮対策事業につきましては、少子高齢化や核家族化、そして地域のつながりの希薄化が進む中、こども・子育て、高齢者、障がいをお持ちの方、生活に困窮している方など、それぞれの属性に応じた従来の支援体制では十分に対応できないケースが増加をしております。こうした場合、複合化・複雑化する課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を本格実施をし、あらゆる世代や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備してまいります。

あわせて、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を1名増員をし、地域に密着したきめ細やかな対応ができる体制を強化するとともに、町民の皆様や社会福祉協議会、そして民生委員児童委員協議会、NPO法人など、関係機関と連携をし、誰もが安心して暮らしが

できる環境づくりに努めます。

また、成年後見制度のニーズは単身高齢者世帯の増加や特殊詐欺などによる消費者被害の深刻化に伴い、一層高まっております。このような状況に対応するため、海部南部権利擁護センターと協働し、成年後見制度の利用支援やさらなる認知度向上に努めてまいります。

次の段階として、支援の担い手となる市民後見人の養成に取り組み、成年後見制度を誰もが身近なものと感じることができ、利用者が尊厳を保ち、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指してまいります。

さらに、新たに犯罪被害者等支援金制度を創設をいたします。犯罪被害に遭われた方やそのご家族は治療費の増加、そして収入の減少など突発的な経済的負担を強いられることがあります。本制度では、こうした方々の心に寄り添うとともに、このような負担を早期に軽減をし、生活の安定を図るため、一定の要件の下で支援金を支給をし、生活再建を支える環境整備を進めてまいります。

次に、分野2、教育・文化、「歴史・文化・愛着」誇りを育むまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、学校教育事業につきましては、令和2年度に全ての児童生徒に配備をした学習用端末を更新をいたします。あわせて、ICT活用度の学校・学級間の格差を是正するため、教職員を対象とした研修の実施やサポート体制をより充実をさせ、学習用端末が児童生徒にとって欠かすことのできない学習ツールとなるよう効果的な活用を推進してまいります。

また、不登校生徒への支援の一環として、令和7年9月から中学校に開設をいたしました「校内教育支援センター」については、多様な学びの場として一定の成果を上げていることから、今後も継続的な運営を行うとともに、支援体制の充実に努めてまいります。

学校施設に関しては、近年の猛暑対策として、中学校体育館に続き、小学校体育館にも空調設備を設置をし、児童の健康と安全を守るとともに、災害時における避難所機能の強化を図ってまいります。

学校給食につきましては、昨今の物価高騰は収まることがなく、今後の食材調達についても価格上昇が見込まれることから、1食当たりの単価を改定をし、児童生徒に必要な栄養バランスの取れた給食の提供に努めてまいります。

なお、保護者負担については、小学校は新たに創設をされる「給食費負担軽減交付金」、これを活用し、国が示します基準額を超える部分については、公費で負担することで無償化をいたします。中学校においては、小学校と同額の公費負担を行うことで、子育て支援を図ります。加えて、重点支援地方交付金を活用したさらなる支援についても検討を進めてまいります。

2、生涯学習事業につきましては、休日における中学校部活動地域展開に向け、令和7年9月から剣道を対象に実証事業を進めてまいりました。今後も活動種目の拡充を図りながら、

令和9年9月の本格稼働を目指し、計画的に取り組んでまいります。

3、図書館事業につきましては、開館から27年が経過をし、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に改修を進め、住民の皆様が安心して利用できる読書環境の充実を図ってまいります。

4、生涯スポーツ事業につきましては、小中学校の体育館に続き、町体育館を利用する皆様の熱中症対策及び避難所としての機能向上を図るため、空調設備の設置に向けた設計業務に着手をしてまいります。

次に、分野3、環境・安全、「住み続けられる」安全・安心なまちづくりでは、次に、掲げる事業を進めてまいります。

1、循環型社会の形成事業につきましては、近年、町内各所において発生する資源物の持ち去り事案に対処するため、資源物の持ち去りを禁止する新たな取組を開始をいたします。

循環型社会の実現には、町民一人一人の理解とご協力によって支えられている資源の分別排出に加え、適正回収及び再利用が極めて重要であります。そのため、条例を一部改正をし、廃棄物の適正な回収及び処理に関して、実効性のある対策を講じてまいります。

2、上水道事業につきましては、県道弥富名古屋線をはじめとする基幹管路及び避難所等の重要施設に係る管路の耐震化を促進するとともに、下水道の整備に併せ、老朽化をした配水管の布設替えを行います。

また、監視操作設備更新工事を実施をし、施設、設備類の長寿命化を図ります。

さらに、県水の値上げ等、経費高騰の状況を踏まえ、水道事業の健全な経営を維持していくため、水道料金の適正化について検討をしてまいります。

3、下水道事業につきましては、学戸新田処理分区の平安一丁目、平安二丁目、錦一丁目及び大字西之森地区において面整備を行うとともに、西大海用処理分区における詳細設計を実施をしてまいります。

また、下水道施設を計画的かつ効率的に管理をするため策定をいたしましたストックマネジメント計画を更新をし、優先順位に基づき管渠、マンホール等の点検を行うことで、下水道施設の良好な維持管理に努めてまいります。

さらに、令和5年3月に策定をいたしました経営戦略の改定に取り組み、現状分析と将来予測を踏まえて、持続可能な下水道事業の運営を図ってまいります。

4、消防・救急事業につきましては、平成21年に整備をした本町北分団の小型動力ポンプ付積載車を更新をし、消防団の機動力を維持するとともに、消防活動の充実及び団員の安全確保に取り組んでまいります。

また、通信指令業務につきましては、名古屋市を含む8消防局・本部で名古屋市防災指令センターを共同で運用するとともに、令和11年度に更新する消防救急デジタル無線設備の整備を進めてまいります。

5、防災・危機管理事業につきましては、町民一人一人が災害を自らの課題として捉え、主体的に備えることができるよう、防災学習会や防災訓練の実施を通じて町民の防災意識及び防災力の向上に努めてまいります。また、これまで経験のない災害にも的確に対応できる体制を構築するため、関係機関や民間団体等との連携をより強化をしてまいります。

6、防犯・交通安全事業につきましては、警察、地域及び関係団体と連携・協力をし、巧妙化する特殊詐欺やSNSを利用した犯罪の実態や手口、被害防止策について周知啓発を図り、高齢者をはじめ、全ての住民が安心をして暮らせるまちづくりを目指してまいります。

また、交通事故防止対策として、自動車運転者からの視認性を高める夜間反射材を交通安全週間に合わせて配布をし、その活用を促進することで、歩行者及び自転車運転者の安全確保を図り、交通安全意識の向上にさらに取り組んでまいります。

次に、分野4、都市基盤・産業、「ちょうどいい」快適・便利なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、道路事業につきましては、今年度末に改修工事が竣工いたします舟入斎苑へのアクセス道路であります町道山東7号線の安全性の向上及び円滑な交通の確保を目的に、用地交渉や関係機関との協議に努め、道路改修工事を推進をしてまいります。

また、完成から50年以上が経過をし、特に歩道部の老朽化が著しい温泉通り線につきましては、植樹帯及び歩道部の改修を順次進めていくことで、円滑な移動空間の確保に努めてまいります。

2、地域公共交通事業につきましては、都市計画道路南駅前線の早期完了に向け事業推進に努めるとともに、引き続き都市計画事業としての法的効果を継続させるため、都市計画事業認可の期間延伸の手続きを進めてまいります。

また、安全かつ快適な町民の移動手段を確保するため、平成30年度より導入をしているお散歩バスを更新をし、継続的な運行に努めてまいります。

3、市街地整備・住環境事業につきましては、蟹江富吉南土地区画整理組合が令和7年度末に愛知県から組合設立の認可を受ける予定となっております。これにより、富吉南地区において、組合施行による新たな土地区画整理事業が開始をされることから、本事業の円滑な推進に向け、必要な支援を行ってまいります。

4、観光・シティプロモーション事業につきましては、国の地域未来交付金を活用し、既存の地域資源及び新たに創出をする観光資源を生かした地方創生事業に取り組んでまいります。具体的には、町内を周遊しやすいレンタサイクルの展開並びに乗り捨てできる環境の整備により、観光客の誘客を促進し、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、分野5、行財政・共生、「みんなで取り組む」元気なまちづくりでは、次に掲げる事業を進めてまいります。

1、共生社会の推進事業につきましては、令和3年度に策定をいたしました第2次蟹江町

男女共同参画プランが計画最終年度を迎えるに当たり、これまでの施策を効果検証し、新たな課題や社会情勢の変化への対応を含めた第3次蟹江町男女共同参画プランを策定をいたします。引き続き性別に捉われず、全ての人が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指してまいります。

2、行財政運営事業につきましては、依然として続く物価高や人件費の高騰を受け、厳しい財政状況が続く中で、限りある財源を効率的かつ効果的に活用していく必要がございます。そのために、当町を取り巻く情勢の変化を見極めながら事業の選択と、そして集中、さらに業務の効率化やスリム化を図ってまいります。さらに、職員の働き方改革を推進をし、ワーク・ライフ・バランスの充実にも注力することで、持続可能な行政運営の確立を目指してまいります。

また、防災情報をはじめとした情報発信の充実を図るため、町公式LINEを導入をいたします。あわせて、道路損傷等の状況を住民からリアルタイムで通報できるシステムを実装することにより、住民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進めてまいります。

以上、令和8年度の主要施策についてご説明を申し上げます。

最後になりますが、長年にわたり地域の皆様と対話を重ねてまいりました舟入斎苑の改修工事が無事に竣工し、いよいよ供用を開始する運びとなりました。

本改修につきましては、町内斎苑の老朽化を背景に、斎苑機能の一本化を進める中で、将来を見据えた環境整備として、地元議員の皆様方をはじめ、地域のご理解とご協力の下で実現したものでございます。新たな斎苑が排ガス対策など環境負荷の低減に配慮した施設として、また利用される皆さんにとって温かみのある空間を提供できるよう努めてまいります。

次に、当町が令和2年度に策定いたしました「第5次蟹江町総合計画」につきましては、重点戦略として4つの基本戦略と2つの横断的な戦略を設定し、施策の進捗状況や効果を毎年点検をし改善を図ることで、様々な施策、事業を着実に進めてまいりました。

そして、このたび、計画策定から5年が経過をしたことを踏まえ、社会情勢の急速な変化や少子高齢化、DXの加速といった新たな行政課題に対応すべく、「第5次総合計画の後期基本計画」を策定をさせていただきました。引き続きまちの将来像として掲げた「だけじゃない らしさあふれる 粋な蟹江（まち）」の実現に向け、人と人とのつながりを何よりも大切にしながら、これまでの取組を継承しつつ、さらに力強く発展させてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解を心より賜いますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

(町長降壇)

○議長 伊藤俊一君

これで施政方針は終わりました。

○議長 伊藤俊一君

日程第13 承認第1号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

承認第1号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由。

この案を提出するのは、令和8年1月23日に衆議院の解散があった後、令和8年2月8日に第51回衆議院議員総選挙を執行することに伴い予算措置の必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

次ページをお願いいたします。

専決第1号。

専決処分書。

令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和8年1月23日専決。

蟹江町長、横江淳一。

令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,693万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億2,921万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、令和8年2月8日に執行されました衆議院議員総選挙に係る経費を計上させていただくものでございます。

それでは、歳入でございます。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金は2,849万5,000円の増額補正でございます。

す。これは衆議院議員総選挙委託金でございます。

20款1項1目繰越金は155万6,000円の減額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額がゼロ円で、県支出金が特定財源とされたことに伴う財源更正でございます。内容としましては、住民情報管理事業となりまして、投票所入場整理券を作成する選挙業務委託料でございます。

次に、4項選挙費、4目衆議院議員総選挙費は2,693万9,000円の増額補正でございます。財源は全額県支出金でございます。説明欄の衆議院議員総選挙人件費が1,056万6,000円で、内訳としましては、選挙管理委員会報酬などの報酬が132万1,000円、時間外勤務手当などの職員手当が924万5,000円でございます。

次に、衆議院議員総選挙事務管理費が1,637万3,000円で、主な内訳としましては、パートタイム会計年度任用職員報酬、消耗品費、郵便料、委託料、借上料、選挙用備品などがございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は精読にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第14 議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第6号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について」。

蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例。

制定の内容につきましては、制定の概要にて説明をさせていただきます。

それでは、4ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特殊勤務手当について、より詳細に規定し直す必要があるからである。

なお、5ページから9ページまでは、新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、10ページのほうをお願いいたします。

制定理由の概要でございます。

制定の理由。

蟹江町の職員の給与に関する条例に規定している特殊勤務手当に関する規定を、別に条例で定めるとともに、災害応急作業等手当を追加するものでございます。

制定の内容でございます。

改正前と制定後の内容を表にまとめてございます。

改正前にございます徴収手当は、今回廃止となります。

衛生手当は、内容を分かりやすくするため、犬猫等死体処理手当に名称のみを変更いたします。

次に、新設のものとして、制定の表にございます災害応急作業等手当を規定することいたします。これは職員を災害対策本部が設置された町外へ派遣する場合の手当や消防職員を緊急消防援助隊として行う業務に従事させる場合の手当などを新たに規定するものでございます。

消防手当につきましては、制定後は消防業務手当、救急救命業務手当、夜間消防業務手当の3種類に規定し直し、実際の運用方法に沿うように規定内容を明確化するものでございます。

勤務内容、支給額につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務

建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第15 議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第7号「蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」。

蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

制定の内容につきましては、後ほど条例の概要にて説明させていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからでございます。

2ページをお願いいたします。

条例の概要でございます。

制定の理由でございます。

子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるためでございます。

制定の内容につきましては、児童福祉法に定める乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、令和8年4月1日より、子ども・子育て支援法における乳児等のための支援給付として位置づけられることに伴い、町における運営基準を国の基準、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準どおりとすることとさせていただきます。

なお、国の定める基準を抜粋し、記載させていただきましたので、後ほどお目通しく下さい。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第16 議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第8号「蟹江町犯罪被害者等支援条例の制定について」。

蟹江町犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町犯罪被害者等支援条例。

制定の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

5ページをお願いいたします。

制定の概要でございます。

制定の理由。

犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定める必要があるためでございます。

制定の内容でございます。

第1条は条例の目的、第2条は用語の定義、第3条は基本理念を規定いたしました。第4条から第6条は、町、住民、事業者それぞれの責務を規定、第7条以降、支援の基本となる

事項を規定し、令和8年4月1日を施行日といたしました。

以上のとおり、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第17 議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第9号「蟹江町行政手続条例の一部改正について」。

蟹江町行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町行政手続条例の一部を改正する条例。

蟹江町行政手続条例（平成9年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

3ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の改正趣旨を踏まえ、書面揭示規制の見直しのため必要があるからである。

なお、4ページから11ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、12ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の

一部を改正する法律による行政手続法の改正趣旨を踏まえ、書面掲示規制の見直し等を行うものでございます。

改正の内容。

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式について書面掲示規制の見直しを行い、デジタル技術を活用して行うこととしました。

改正前は掲示場での書面の掲示のみでございます。改正後は、規則で定める方法で周知、インターネットによる公表を想定しております。いわゆるホームページですね。ホームページでの公表。

2つ目としまして、公示事項が記載された書面を、1つ目、掲示場での書面の掲示または事務所に設置したパソコン画面での掲示になります。①と②はどちらか1つでよいということになっております。

その他ですが、引用条項等の規定の整理を行うものでございます。

施行期日は、令和8年5月21日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第18 議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第10号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年蟹江町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

下のほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

2ページのほうをお願いいたします。

この案を提出するのは、年次有給休暇を付与する期間を年度単位とするため必要があるからである。

なお、3ページから4ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、5ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

職員の年次有給休暇を付与する期間の単位を変更するためでございます。

改正の内容。

年次有給休暇の付与する期間の単位を「年」から「年度」に変更するものでございます。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第19 議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第11号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例。

蟹江町介護保険条例（平成12年蟹江町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行されることに伴い必要があるからでございます。

6ページから12ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページをお願いします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

改正の内容。

介護保険第1号被保険者の保険料は、町民税の有無や合計所得金額等に基づき保険料段階を設定してございます。令和7年度税制改正において、給与所得控除について、最低保障金額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。このことにより、一部の被保険者において、保険料段階が下がる者が生じ、保険料の収入不足が生じる可能性があるため、今般の税制改正の影響を遮断し、給与所得控除を従前のものとして保険料を算定するものでございます。

なお、この改正は、第9期介護保険事業計画における一時的な収入不足を防ぐ趣旨で行われるものであるため、令和8年度の保険料算定に限り適用いたします。

附則第9条、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている第1号被保険者の令和8年度の保険料の算定に関する所得額の算定方法を下表のとおり定めるものといたします。

附則第10条、第1号被保険者の令和8年度の保険料段階について、第1号被保険者、またその世帯主及び全ての世帯員のうち令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者がいる場合は、附則第9条と同様に所得を算定し、町民税の有無を決定し、保険料段階を定めるものといたします。

施行期日、令和8年4月1日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番、板倉です。

今回、税制改革で給与所得控除が10万円引き上げられたということで、今、介護保険が第9期で、その収入が減少する可能性があるということで、来年度、令和8年度分に限り前のものでやっていくということみたいですが、資料請求というか、あったら資料を出してもらいたいと思うんですけども、何でも、国保でも介護でもそうなんですけれども、これに対しての影響額、また人数等が分かりましたらお願いしたいと思います。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

税制改正の影響を遮断せず介護保険料を決定しますと、国の推計で保険料全体の1%程度の影響、町の令和6年度決算ベースで約650万円程度の影響、収入減となる可能性があると考えております。

該当する人数や金額につきましては、税制改正の該当部分につきましての令和7年の収入条件について、現在確定申告等を行っているところでありまして、またその後、個々に収入については整理されていくものでありますので、具体的に算出できないのが現状でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

国が示している、大体1%ぐらいだろうということで、前年度でいくと650万円、そのぐらいになるみたいなんですけれども、そういうことで、ちょうど今年度の、今申告時期で、確定してというのもあるので、資料というものは用意できないよということで、今の報告でということで考えてくださいということでよろしいですね。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今の説明のとおりでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は民生教育常任委員会に付託することに決

定いたしました。

ここで下水道課長、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の退席と土木農政課長、消防次長兼予防課長、消防本部総務課長の入場を許可をいたします。

職員の入替わりのため、暫時休憩いたします。

(午前11時17分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時18分)

○議長 伊藤俊一君

日程第20 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

ご提案申し上げます。

議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蟹江町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正内容については、一部改正の概要でご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

3ページから4ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うもの。

改正の内容。

第5条第2項第1号及び別表。

非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げることとした。

改正後の別表。

補償基礎額表でございます。階級と勤務年数に応じた金額となります。お目通しをお願いいたします。

第5条第2項第2号、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げることとした。

第5条第3項第1号及び第2号、補償基礎額の扶養に係る加算額の改定を行うこととした。お目通しをお願いいたします。

施行期日、令和8年4月1日。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

だいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第21 議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 竹内 豊君

ご提案申し上げます。

議案第13号「蟹江町火災予防条例の一部改正について」。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町火災予防条例の一部を改正する条例。

蟹江町火災予防条例（昭和38年蟹江町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正の概要でご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

提案理由。

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い必要があるからである。

3 ページから 5 ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴うもの。また、感震ブレーカーの設置による火災予防効果が有効とされたため、普及促進を図るもの。

改正の内容。

簡易サウナ設備及び一般サウナ設備関係。第7条の2に「簡易サウナ設備」を追加し、現行の第7条の2「サウナ設備」を第7条の3「一般サウナ設備」に変更するもの。

背景。従来のサウナ設備は浴場、宿泊施設内に設置されていたが、アウトドアブームの影響から、屋外のテントやバレル型にサウナ設備を設ける事例が増加している。現行のサウナ設備と同様の指導では、離隔距離や使用条件で不都合が生じるため、サウナ設備の種類を簡易サウナ設備と一般サウナ設備に整理したもの。

改正前。サウナ設備。場所、屋内を想定。熱源、気体、電気。出力、50キロワット以下。離隔距離、許容最高温度（100℃）を超えない距離。

改正後。簡易サウナ設備。種類、テント形または円筒形で木製。場所、屋外その他の直接外気を接する場所。熱源、電気、薪のみ。出力、6キロワット以下。離隔距離、許容最高温度（100℃）を超えない距離。簡易サウナ設備に該当しないものは、全て一般サウナ設備。

住宅における火災の予防の推進関係。第29条の7に感震ブレーカーを追加するもの。

背景。過去の大規模地震発生時、電気に起因する通電火災が確認されている。通電火災防止のため、感震ブレーカーの普及促進が重要であるため。

施行期日、令和8年3月31日。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番、板倉です。

今ちょっと最後に施行期日なんですけれども、通常4月1日だと思うんですけれども、今回、最後に聞いて3月31日ということになっているんですけれども、これは何か理由があるんでしょうか。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

ただいまの施行期日が令和8年3月31日と決められたことについてご説明させていただきます。

多くの市町村が、議会の場で開催するに当たり、3月中に承認をいただくことが多くございます。よって、4月1日に運用を開始するために、3月31日の施行となりました。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

ちょっと分かりにくいんですけども、4月1日からできるように、前日ということなんですか。それだと、今までどおりの4月1日でもよさそうに思うんですけども、ちょっとその辺が理解ができないんですけども、その辺、もうちょっと補足的にありましたらお願いします。

○消防次長兼予防課長 綾部 健君

先ほどもご説明させていただいたとおりですが、4月1日に運用を開始するために、3月31日に施行期日として設けさせていただいたと理解しております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第22 議案第14号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第14号「霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約の締結事項の変更について」。

令和7年9月25日議決及び締結の霞切橋修繕及び耐震補強工事請負契約締結事項中、下記のとおり変更し契約したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、契約金額5,423万円を5,431万1,400円に変更、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額493万円を493万7,400円に変更。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、橋梁補修工の数量等の変更に伴い、霞切橋修繕及び耐震補強工事

請負契約に変更が生じたため必要があるからでございます。

2 ページをお願いいたします。

変更概要説明資料となります。

1、工事名、霞切橋修繕及び耐震補強工事。

2、契約金額、変更前5,423万円、変更後5,431万1,400円。増額8万1,400円。

3、変更理由、本工事の橋梁塗装工の工程の一部を増工したこと、また仮設工のうち隣接地に作業用地の確保が可能になったことにより通行止め期間が短縮され、交通誘導員が減員となったためでございます。

次ページ以降は、昨年9月議会におきまして議決をいただきました本契約の議決証明となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第23 議案第15号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご提案申し上げます。

議案第15号「大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約の締結事項の変更について」。

令和7年9月25日議決及び締結の大辻跨線橋撤去工事（階段部）請負契約締結事項中、下記のとおり変更し契約したいので、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

記といたしまして、契約金額、8,580万円を8,590万6,700円に変更、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額780万円を780万9,700円に変更。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、仮設工の数量等の変更に伴い、大辻跨線橋撤去工事（階段部）請

負契約に変更が生じたため必要があるからでございます。

2 ページをお願いいたします。

変更概要説明資料でございます。

1、工事名、大辻跨線橋撤去工事（階段部）。

2、契約金額、変更前8,580万円。変更後8,590万6,700円。増額10万6,700円。

3、変更理由、本工事は当初、既設自転車駐車を運営しながら施工する予定であったが、作業効率や安全面から、既設自転車駐車を閉鎖する必要が生じ、仮設工として仮自転車駐車の整備が増工となったこと。また、東海旅客鉄道との近接工事について再協議を行った結果、施工方法を変更にすることにより、構造物撤去工のうち夜間施工が減工となったためでございます。

次ページ以降は、昨年9月議会におけます本契約の議決証明の写しとなっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は精読とされました。

ここで土木農政課長、消防次長兼予防課長、消防本部総務課長の退席と上下水道部次長兼水道課長、下水道課長、介護福祉課長、保険医療課長の入場を許可をいたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前11時36分）

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時37分）

○議長 伊藤俊一君

日程第24 議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」から日程第31 議案第23号「令和8年度蟹江町下水道事業会計予算」までを一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○副町長 加藤正人君

それでは、一般会計につきまして私からご提案を申し上げます。

令和8年度蟹江町一般会計・特別会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧くださいと存じます。

議案第16号「令和8年度蟹江町一般会計予算」。

令和8年度蟹江町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億6,349万7,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

2ページから5ページの歳入歳出予算は、後ほど別冊の令和8年度予算関係資料によって説明をさせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表 債務負担行為でございます。

電話交換業務委託料をはじめ4件ございまして、期間、限度額は表に記載のとおりでございます。このうち上から2つ目、その他町公共施設LED借上料1億6,673万7,000円、それから一番下でございますが、学習用端末及び関連機器借上料5億1,630万8,000円などとなっております。

それから、その次、第3表 地方債でございます。

公金収納eLTAx連携導入業務事業をはじめ、次のページまで19事業、合計が6億390万円でございます。主なものは、6ページの上から5つ目でございますが、蟹江保育所改修事業、限度額1億2,550万円、その3つ下、JR蟹江駅自転車駐車場等整備事業1億570万円、

またその3つ下、町道温泉通り線歩道改良事業5,000万円、それから7ページ、上から2つ目でございますが、南駅前線整備事業9,180万円などとなっております。起債の方法、利率、償還の方法は、表の記載のとおりでございます。

それでは、当初予算の概要につきまして、別に配付をいたしております令和8年度予算関係資料をご覧くださいと存じます。令和8年度予算関係資料の4ページから5ページをお開きいただきたいと存じます。別の配付の資料でございます。

4ページから5ページ、令和8年度一般会計予算額一覧表でございます。

予算総額につきましては、歳入歳出とも一番下の欄に記載がございます。140億6,349万7,000円でございます。7年度に比べ2億6,632万8,000円の増、率にいたしまして1.9%の増ということで、当初予算といたしましては、過去最大の予算規模となっているところでございます。

これは人件費や扶助費等の義務的経費の伸びに加えまして、物価高騰の影響を受ける中でございますが、全庁的に事務事業の見直しや工夫・改善を行い、懸案への対応や新たな事業にも積極的に取り組んだところでございます。

では、4ページ、歳入予算につきまして、主な項目につきましてご説明をさせていただきます。

まず、表の一番上、第1款町税でございます。主には、第1項町民税から第6項都市計画税まで6つの項目で主には構成をされております。町税全体では60億1,684万9,000円、前年度より1億8,544万8,000円の増でございます。率では3.2%の増ということでございます。このうち町民税は約27億8,000万円、所得の上昇等によりまして5.2%の増となっております。

それから、固定資産税は約25億円でございます。1.8%の増、また都市計画税は約4億500万円を見込んでいるところでございます。

次に、第2款地方譲与税から第12款交通安全対策特別交付金まで、これらは国・県からの譲与税や税交付金等となっております。

このうち第7款地方消費税交付金でございますが、10億6,800万円、県が徴収をした地方消費税の市町村分について県から交付を受けるものでございまして、前年度より1億円の増、率で10.3%の増を見込んでいるところでございます。

また、第10款地方特例交付金6,800万1,000円でございます。前年度より2,640万円の増、率にして63.5%の増を見込んでおります。税制改正に伴う環境性能割や地方揮発油税の廃止・縮小による減収分が地方特例交付金として措置されることによる増となっているものでございます。

続いて、第11款地方交付税につきましては14億8,100万円、地方財政計画に基づいて積算をしております。前年度より1億5,000万円の増、率では1%の増ということでございます。

少し飛んでいただきまして、第15款国庫支出金でございますが、18億9,007万1,000円ということで、前年度より7,571万9,000円の増でございます。

また、第16款県支出金につきましては10億2,983万円ということで、前年度より1億1,185万7,000円の増でございます。子育てや高齢者、障害者福祉に関する国・県の負担金や交付金あるいは道路、公園等インフラ整備に係る補助金、あるいはJ R蟹江駅駐輪場整備に係る地域未来交付金、さらに小学校給食費のいわゆる無償化に関する補助金など様々な内容が含まれているところでございます。

それから、2つ飛んでいただきまして、19款繰入金でございますが、10億3,060万4,000円、財源不足を補うため、財政調整基金6億円をはじめ減債基金、公共施設整備基金、土地区画整理事業基金などを取り崩すものでございます。

最後に、第22款町債でございます。先ほどの予算書第3表のとおり6億390万円ということで、前年度に比べ2億8,990万円の減、32.4%の減を見込んでいるところでございます。

続きまして、右側5ページ、歳出予算でございます。

第1款議会費から第11款予備費まででございますが、主なものにつきまして増減及びその要因についてご説明をさせていただきます。

第2款総務費でございます。第1項総務管理費から第6項監査委員費まで6項目、総額で17億4,784万1,000円、前年度より2,493万3,000円の減となっているところでございます。

減額の要因といたしましては、自治体情報システムの標準化移行がおおむね完了したことや、国勢調査の終了による関係経費の減などとなっております。一方で増額の要因といたしましては、お散歩バスや町のマイクロバスの購入費、電話交換機の取替え工事、県知事選挙や統一地方選挙の経費、さらに人件費の増加などとなっております。

次に、第3款民生費59億1,201万5,000円、前年度より3億4,428万9,000円の増でございます。このうち第1項社会福祉費でございますが、31億6,333万5,000円、前年度より1億4,847万3,000円の増でございます。重層的支援体制整備事業の本格実施に伴いまして、介護保険管理特別会計から移管される事業を含めまして、関係事業が増加したこと等によるものでございます。

それから、第2項児童福祉費27億4,855万2,000円、前年度より1億9,582万3,000円の増でございます。蟹江保育所を乳児専門とするための改修工事費やファミリー・サポート・センターにおいて病児の預かりを行うための委託費の増などでございます。

それから、第4款衛生費でございます。11億8,943万7,000円、前年度より3億9,157万円の減となっております。舟入斎苑改修工事が7年度に完了することが減額の主な要因でございますが、一方、増額といたしましては、妊婦RSウイルス予防接種の実施に伴う委託料の増などとなっております。

それから、第5款農林水産業費1億2,488万7,000円、前年度より750万5,000円の増でござ

います。県営事業による大海用排水機場更新工事の進捗に伴う負担金の増などとなっております。

それから、第6款商工費2億3,357万円でございまして、前年度より4,779万3,000円の増となっております。これは国の地域未来交付金を活用して実施をいたします、人を呼び込み、つながり、暮らす、地域の魅力あふれる生業づくり事業に係る経費の増などがございます。

それから、第7款土木費16億2,890万4,000円、前年度より5億313万9,000円の増でございます。令和7年度は骨格予算として一部事業の計上を見送っておりまして、その影響を除けば、実質的には1億円程度の増であるというふうに考えてございます。増加の要因といたしましては、J R蟹江駅駐輪場整備の一環として実施をいたします大辻跨線橋の撤去工事や蟹江富吉南土地地区画整理事業への補助金や貸付金等でございます。

それから、第8款消防費6億2,327万2,000円、前年度より1,208万7,000円の増でございます。職員の人件費の増や小型動力ポンプ付積載車購入費等でございます。

それから、第9款教育費15億1,776万3,000円、前年度より2億5,949万6,000円の減となっております。中学校の体育館へのエアコン設置工事や学戸小学校の屋上防水等改修工事が完了することが減額の要因でございます。ただ、8年度に実施をいたします小学校体育館のエアコン設置工事につきまして、さきの12月議会において、7年度補正予算として計上をいただいております。その分を加味いたしますれば、実質的には増額ではないかというふうに捉えているところでございます。このほか町図書館のエレベーター改修工事、町体育館のエアコン設置及び天井改修工事の設計委託、学校部活動の地域展開の実証事業拡大の経費等を計上しているところでございます。

それから、第10款公債費9億5,391万9,000円、前年度より2,683万9,000円の増でございます。

それから、11款予備費800万円、前年と同額の計上でございます。

以上が令和8年度一般会計歳入歳出予算の概要でございます。

予算関係資料の20ページからは、主要事業の一覧及びその個票ということでございます。それから、72ページからは、まち・ひと・しごと創生事業の一覧表及びそれらの個票、また、88ページからは負担金・補助金等の一覧表となっております。それぞれ後ほどご覧をいただければと存じます。

以上、令和8年度一般会計当初予算についてご提案をさせていただきました。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

ここで、少し早いですけれども、暫時休憩といたします。午後1時から再開をいたします。

(午前11時55分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願いいたします。

279ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第17号「令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」。

令和8年度蟹江町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億9,896万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和8年度民生部特別会計予算説明資料にて説明させていただきます。ご用意をお願いいたします。

それでは、1ページ目をご覧ください。

令和8年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算額一覧表、歳入でございます。

1款国民健康保険税から8款諸収入まで、総額33億9,896万6,000円でございます。昨年度比1億154万5,000円の減額でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、1款国民健康保険税は7億3,890万6,000円、前年度比251万7,000円減額でございます。

次に、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金が、23億6,709万1,000円、前年度比9,680万7,000円の減額でございます。こちらは、被保険者の医療費相当分を県から交付を受けるものでございます。

続いて、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億5,813万6,000円、2項基金繰入金、1目国民健康保険支払準備基金繰入金8,000万円、合わせて2億3,813万6,000円、前年度比1,369万円の減額でございます。

続いて、7款繰越金4,068万2,000円、前年度比1,146万5,000円の増額でございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

歳出のほうへ移ります。

1款総務費から8款予備費まで、総額33億9,896万6,000円でございます。

主なものについてご説明申し上げます。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,414万7,000円、昨年度比80万2,000円の増額でございます。こちらは、国民健康保険事業に係る事務費でございます。

続きまして、2款保険給付費、総額23億5,044万4,000円、昨年度比1億170万円減額でございます。内訳の主なものといたしましては、1項療養諸費が20億2,833万7,000円、2項高額療養費3億380万円、4項出産育児諸費1,500万7,000円、5項葬祭諸費325万円でございます。

続いて、3款国民健康保険事業費納付金、総額9億7,055万3,000円、昨年度比444万3,000円減額でございます。内訳といたしましては、1項医療給付費分6億5,856万7,000円、2項後期高齢者支援金等分2億1,092万5,000円、3項介護納付金分8,006万3,000円、4項子ども・子育て支援納付金分2,099万8,000円、こちらは令和8年度新設の項目でございます。

続きまして、5款保健事業費3,223万7,000円、前年度比374万1,000円の増額でございます。

以上、国民健康保険の特別会計でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、予算書の333ページをご覧ください。

それでは、ご提案申し上げます。

議案第18号「令和8年度蟹江町土地取得特別会計予算」。

令和8年度蟹江町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,036万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

340ページ、341ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目土地開発基金運用収入、予算額が41万8,000円でございます。内訳としましては、土地開発基金預金利子でございます。

続きまして、2項財産売払収入、1目土地売払収入、予算額が2億707万円でございます。これは南駅前線整備事業の土地購入費として一般会計から支払われる土地売払代金でございます。

2款1項1目繰越金、予算額が頭出しの1,000円でございます。

3款諸収入、1項1目土地開発基金借入金、予算額が1億7,287万3,000円でございます。これは、土地開発基金からの借入金でございます。

2項諸収入、1目雑入、予算額が頭出しの1,000円でございます。

342ページ、343ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目土地取得費、予算額が1億7,287万5,000円でございます。主な内訳としましては、説明欄の11役務費、不動産鑑定料が128万8,000円、12委託料は物件補償調査業務委託料をはじめとして、合わせて597万5,000円、16公有財産購入費、土地購入費として4,532万8,000円、21補償、補填及び賠償金、補償金として1億2,022万5,000円でございます。

344ページ、345ページをお願いいたします。

2款1項1目土地開発基金費、予算額が41万8,000円でございます。これは、土地開発基金預金利子積立金でございます。

346ページ、347ページをお願いいたします。

3款1項諸支出金、1目土地開発基金償還金、予算額が2億707万円でございます。これは、先ほどの歳入1款の土地売払収入を土地開発基金へ償還するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○民生部長 不破生美君

それでは、予算書349ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第19号「令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」。

令和8年度蟹江町の介護保険管理特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億9,999万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和8年度民生部特別会計予算説明資料にてご説明申し上げます。ご用意をお願いいたします。

予算説明資料3ページをご覧ください。

令和8年度蟹江町介護保険管理特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料から 9 款諸収入まで、総額37億9,999万6,000円でございます。昨年度比 4 億 7,396万4,000円の増額でございます。

主なものにつきましてご説明申し上げます。

まず、1 款保険料 8 億3,760万4,000円、前年度比 1 億155万9,000円の増額でございます。こちらは第 1 号被保険者の保険料でございます。

続きまして、3 款国庫支出金、総額 7 億5,797万7,000円、前年度比8,696万2,000円増額。介護給付費及び地域支援事業費の国庫負担分等でございます。

次に、4 款支払基金交付金 9 億9,334万4,000円、前年度比 1 億3,948万1,000円の増額でございます。介護給付費及び主な地域支援事業費に係る 2 号被保険者負担分でございます。

5 款県支出金は、総額 5 億2,583万3,000円、前年度比6,920万9,000円増額、こちらは介護給付費及び地域支援事業費の県負担分等でございます。

続いて、繰入金、1 項一般会計繰入金が 5 億7,429万8,000円、2 項基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金が 1 億1,000万円でございます。

以上、歳入でございます。

続いて 4 ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費から 6 款予備費まで、総額37億9,999万6,000円、前年度比 4 億7,396万4,000円増額でございます。

それでは、主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

まず、総務費、総額8,609万7,000円、前年度比2,188万7,000円の増額でございます。

次に、保険給付費35億6,672万7,000円、前年度比 4 億7,788万2,000円増額でございます。内訳は、保険給付費34億4,537万7,000円、2 項高額介護サービス等費 1 億2,135万円でございます。

次に、3 款地域支援事業費、総額が 1 億2,207万9,000円、前年度比3,841万9,000円の減額でございます。内訳は、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 億524万円、2 項一般介護予防事業費683万9,000円、3 項包括的支援事業・任意事業費975万円。

5 款諸支出金、総額2,416万8,000円、前年度比1,214万7,000円増額でございます。うち 2 項繰出金、1 目一般会計繰出金1,214万8,000円、前年度比1,214万7,000円の増額でございます。

以上、歳出でございます。

なお、介護保険管理特別会計につきましては、予算体系が令和 7 年度から 2 点ほど変更となっておりますのでご報告申し上げます。これは令和 8 年度から蟹江町として重層的支援体制整備事業を本格実施することに伴うものでございます。

まず1点目、3款地域支援事業費のうち包括的支援事業費及び生活支援体制整備事業費の2事業費は一般会計へ移管いたしました。説明欄にその旨記載してございますので、ご確認ください。これは2事業につきましては、重層的支援体制整備事業として位置づけをして実施するためでございます。

次に2点目、1点目で述べましたように介護保険管理特別会計事業の一部を一般会計内で実施することになりました。それに伴い、介護保険管理特別会計で頂きます交付金や保険料のうち、当該事業実施に充当すべき割合で算出した金額を一般会計へ繰り出す必要が生じました。そのため、その金額を5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金として、令和8年度から当初予算に計上することとなりました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

続きまして、予算書391ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第20号「令和8年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」。

令和8年度蟹江町のコミュニティ・プラント事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,839万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

398ページ、399ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目コミュニティ・プラント事業分担金、本年度予算額は頭出しの1,000円でございます。

第2款使用料及び手数料、第1項1目使用料、本年度予算額は420万1,000円でございます。

第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金、本年度予算額は1,418万9,000円でございます。

第4款繰越金、第1項1目繰越金、本年度予算額は頭出しの1,000円でございます。

第5款諸収入、1項1目の預金利子と2項1目の雑入につきましては、それぞれ頭出しの1,000円でございます。

よって、歳入合計は1,839万4,000円とさせていただきました。

次に、400ページ、401ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度予算額は1,839万4,000円でございます。

各項目の主なものといたしまして、401ページの説明欄の10節需用費の光熱水費で267万9,000円、11節役務費の汚泥処理手数料で181万5,000円、12節委託料といたしまして、処理施設の維持管理業務などの委託料で537万8,000円でございます。14節の工事請負費は、下水道管維持修繕等の工事と蟹江南クリーンセンター内機器整備修繕工事、非常用エンジンポンプ取替工事を含めまして815万6,000円でございます。

前年度と比較しますと、歳入歳出それぞれ456万7,000円の増でございます。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○民生部長 不破生美君

それでは、403ページをお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第21号「令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」。

令和8年度蟹江町の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,419万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

内容につきましては、別とじの令和8年度民生部特別会計予算説明資料にて説明をさせていただきます。

それでは、説明資料5ページをご覧ください。

令和8年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算額一覧表でございます。

まず、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料から6款繰越金まで、総額12億1,419万3,000円で、前年度比2,293万2,000円の増額でございます。

主なものにつきましては、1款後期高齢者医療保険料6億1,453万2,000円、前年度比689万円増額でございます。

次に、2款1項県支出金、1目保険基盤安定拠出金が8,945万5,000円、前年度比28万3,000円減額でございます。

続いて、4款繰入金、1項一般会計繰入金、総額が5億915万2,000円、前年度比1,632万5,000円の増額でございます。内訳は、1目療養給付費繰入金が4億5,345万9,000円、2目

保険基盤安定繰入金2,982万円、3目事務費繰入金が2,587万3,000円となっております。

以上、歳入でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものといたしましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が1,307万1,000円、前年度比80万4,000円増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金が11億9,928万3,000円、前年度比2,200万2,000円の増額でございます。内訳は説明欄にございますが、療養給付費負担金が4億5,345万9,000円、保険料等負担金が7億3,380万8,000円、事務費負担金が1,201万6,000円でございます。

以上、歳出でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、別冊でございますが、蟹江町水道事業会計予算書1ページをご覧ください。
ご提案申し上げます。

議案第22号「令和8年度蟹江町水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和8年度蟹江町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間総配水量といたしまして、442万4,000立方メートル。

2、1日平均配水量といたしまして、1万2,121立方メートル。

3、有収水量といたしまして、382万1,000立方メートル。

4、有収率といたしましては、86.4%。

5、給水加入件数は、1万4,607件。

6、給水人口は、3万5,337人。

7、主な建設改良事業につきましては、配水管施設工事費として3億10万円、拡張工事費として1,200万円、固定資産取得費として1億5,201万4,000円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で8億149万6,000円でございます。

支出の部。

第1款水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で

7億8,640万7,000円でございます。

1ページをはねていただきまして、資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,917万円は、過年度分損益勘定留保資金1億265万9,000円、当年度分損益勘定留保資金103万3,000円、建設改良積立金3,629万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,917万9,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第3項の固定資産売却代金までの合計で3億4,263万8,000円でございます。

支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費と第2項の予備費の合計で5億2,180万8,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、水道管路耐震化事業、限度額は2億円と、電気設備等更新事業、限度額は1億1,000万円で、計3億1,000万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いします。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、第7条に定める経費を除き、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費8,144万2,000円。

2、交際費1万円でございます。

たな卸資産購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、1,138万4,000円と定める。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページの令和8年度蟹江町水道事業会計予算実施計画から23ページの注記につきましては、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

24ページからの令和8年度予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料にて説明

させていただきます。

別添A 3 資料の令和8年度蟹江町水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的收入及び支出。

収入の部。

第1款水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の給水収益と3目のその他営業収益の合計で7億5,990万9,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から5目の雑収益までの合計で4,158万5,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては8億149万6,000円、前年度予定額は7億6,936万3,000円で、比較いたしますと3,213万3,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の原水及び浄水費から7目のその他営業費用までの合計で7億6,563万5,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息と3目の雑支出の合計で1,577万円。3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円。4項の予備費につきましては、500万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億8,640万7,000円、前年度予定額は7億5,600万8,000円で、比較いたしますと3,039万9,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的收入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的收入。科目、第1項1目企業債につきましては、3億1,000万円。第2項1目工事負担金につきましては、3,263万7,000円、第3項1目固定資産売却代金といたしましては、1,000円。

本年予定額の合計といたしましては3億4,263万8,000円、前年度予定額は3億5,363万8,000円で、比較しますと1,100万円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費は、1目の事務費から4目の固定資産取得費までの合計で、5億2,150万8,000円でございます。第3項の予備費につきましては、30万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては5億2,180万8,000円、前年度予定額は5億5,751万8,000円で、比較いたしますと3,571万円の減でございます。

欄外でございますが、資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,917万円の補てんにつきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的收入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、別冊の蟹江町下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

ご提案申し上げます。

議案第23号「令和8年度蟹江町下水道事業会計予算」。

総則。

第1条、令和8年度蟹江町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、年間排出量といたしましては、206万7,000立方メートル。

2、1日平均排出量といたしましては、5,663立方メートル。

3、年間有収水量といたしましては、186万9,000立方メートル。

4、有収率といたしましては、90.4%。

5、接続戸数といたしましては、5,924件。

6、水洗化人口は、1万8,395人でございます。

7、主な建設改良費事業といたしましては、公共下水道管渠布設工事6億123万4,000円、公共汚水ます設置工事2,500万円、宅内ポンプ設置工事2,000万円でございます。

次に、収益的収入及び支出でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部。

第1款下水道事業収益は、第1項の営業収益から第3項の特別利益までの合計で7億7,789万9,000円でございます。

支出の部。

第1款下水道事業費用につきましては、第1項の営業費用から第4項の予備費までの合計で7億7,306万8,000円でございます。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,176万1,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,000万円及び過年度分損益勘定留保資金3億1,176万1,000円で補てんするものとする。

収入の部。

第1款資本的収入は、第1項の企業債から第5項の一般会計補助金までの合計で6億9,595万円でございます。

1ページをはねていただきまして、支出の部。

第1款資本的支出は、第1項の建設改良費から第3項の予備費までの合計で10億2,771万1,000円でございます。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的は、公共下水道事業の限度額3億6,070万円と、流域下水道事業の限度額1,660万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しのほどお願いします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は10億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、予定支出の各項の経費及び各項の間の経費。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費7,983万円でございます。

他会計からの補助金。

第9条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億円である。

令和8年3月3日提出、蟹江町長、横江淳一。

3ページからの令和8年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画から19ページの注記については、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

21ページからの令和8年度蟹江町下水道事業会計予算実施計画明細書につきましては、別添A3の資料でご説明させていただきます。

別添A3資料の令和8年度蟹江町下水道事業会計予算額一覧表をご覧ください。

1、収益的収入及び支出。

収入の部。

第1款下水道事業収益。科目、第1項営業収益につきましては、1目の下水道使用料と2目のその他営業収益の合計で2億4,343万1,000円。第2項の営業外収益は、1目の受取利息及び配当金から7目の雑収益までの合計で5億3,446万6,000円。第3項の特別利益につきましては、1目の固定資産売却益と2目の過年度損益修正益の合計で2,000円を計上させていただきました。

本年度予定額の合計といたしましては7億7,789万9,000円、前年度予定額は7億2,000万3,000円で、比較いたしますと5,789万6,000円の増でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款下水道事業費用。科目、第1項の営業費用につきましては、1目の管渠費から5目の資産減耗費までの合計で6億8,479万4,000円。第2項の営業外費用につきましては、1目の支払利息から4目の雑支出の合計で8,817万2,000円。第3項の特別損失につきましては、1目の固定資産売却損と4目の過年度損益修正損の合計で2,000円でございます。第4項予備費につきましては、10万円を計上させていただき、本年度予定額の合計といたしましては7億7,306万8,000円、前年度予定額は6億9,094万3,000円で、比較いたしますと8,212万5,000円の増でございます。

続きまして、裏面をお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

収入の部。

第1款資本的収入。科目、第1項1目企業債は、下水道事業債の3億7,730万円。第2項1目負担金及び分担金は、受益者負担金及び区域外流入分担金の1,180万9,000円です。第3項1目固定資産売却代金として1,000円でございます。第4項1目国庫補助金は、下水道管渠等の整備に係る国庫補助金の2億8,550万円です。第6項1目一般会計補助金は、2,134万円です。

本年予定額の合計といたしましては6億9,595万円、前年度予定額は8億4,223万5,000円で、比較いたしますと1億4,628万5,000円の減でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出。科目、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費は、下水道管渠等の建設改良に要する費用で8億1,704万円でございます。第2項1目企業債償還金は、2億1,057万1,000円です。3項の予備費につきましては10万円を計上させていただき、本年度の予定額の合計といたしまして10億2,771万1,000円、前年度予定額は11億2,129万5,000円で、比較いたしますと9,358万4,000円の減でございます。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億3,176万1,000円につきましては、先ほど予算書2ページの第4条の資本的収入及び支出でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号から議案第23号までの8議案は、来る3月17日、

18日の両日にかけて審議をお願いすることとし、一括精読にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号から議案第23号までの8議案は精読とされ、3月17日、18日の両日にかけて審議をお願いすることになりました。

お諮りいたします。

精読となっております選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」、同意第1号「蟹江町副町長の選任について」、議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、承認第1号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求めることについて」の計5案件を、この際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、5案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第32 選挙第1号「海部地区環境事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定いたしました。

海部地区環境事務組合議会議員に、三浦知将君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました三浦知将君を海部地区環境事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました三浦知将君が海部地区環境事務組合議

会議員に当選されました。

ただいま海部地区環境事務組合議会議員に当選されました三浦知将君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第33 同意第1号「蟹江町副町長の選任について」を議題といたします。

ここで、加藤副町長の退席を求めます。

(副町長退席)

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

加藤副町長の入場を許可いたします。

(副町長入場)

ただいま選任同意されました加藤副町長の挨拶を許可いたします。

○副町長 加藤正人君

議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、選任議案に同意いただきましてありがとうございます。

私は、地方行政に携わって46年になりますが、さらに4年の任期をいただきました。改めて初心に返り、また1期目の反省を生かしながら全力で職責を全うしたいというふうに思っております。引き続きよろしくお願いを申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第34 議案第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第35 議案第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第36 承認第1号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって承認第1号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後1時57分)